

サジアトーレ同人会 (<http://saggiatore.org>) 編集部と著者の許諾を得て、同人誌『IL SAGGIATORE』44号(2017年5月発行)所収の菊地重秋氏の論文「我が国における研究不正等の概観(その7)の補遺」(PDF版)を参考資料として掲載します(2017年8月)。なお、著者から下記の訂正(正誤の指摘)がありましたので、お知らせします。

—訂正—

62頁2行目

(誤) 菊池重秋 → (正) 菊地重秋

以上

我が国における研究不正等の概観（その7）の補遺

菊池重秋

はじめに

黒木登志夫著『研究不正』（文献11）は、内外の代表的な研究不正の事例だけでなく、最近の大型事例--理研・STAP細胞研究不正やバルサルタン臨床研究不正事件--も紹介しており、有用である。日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために』丸善出版（2015）とともに研究倫理教育での活用が望まれる。

さて、本稿では、誌面の制約のため拙稿「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観--新聞報道記事から（その7）--」（「概観7」と略記、文献1）で紹介できなかった「その他の研究不正」と「アカハラ」の重要な事例を紹介する。概観7のあとで気づいた2010年までの「重大な研究不正」の事例は、準備ができ次第、別稿で紹介したい。

その他の研究不正（捏造・偽造・盗用以外）

概観7の「その他の研究不正」11件（表は文献1参照）のうち、事例10と事例11は既に記したので、ここでは事例1～4について記したい。

(1) 事例1（鹿児島大・名古屋市立大・九州大）

事例1は、検体の管理が不適切だったため、インフォームドコンセントによる同意・同意書のない検体を研究に利用しかけた事例である（文献2）。

名古屋大学を中央事務局とする10機関の共同研究「日本多施設共同コーホート研究」

（J-MICC研究）--癌や生活習慣病と遺伝子との関係を調べる--で、鹿児島大学、名古屋市立大学、九州大学の3機関において集めた検体（血液）の管理が不適切だったため、「同意書なし」「同意なし」にも関わらず、検体を共同研究（遺伝子解析など）に利用した／利用しそうになった。そのようなものは、鹿児島大学：同意なし54検体・遺伝子解析の同意なし5検体・共同研究使用の同意なし1検体・計60検体、名古屋市立大学：遺伝子解析の同意なし1検体、九州大学：共同研究使用の同意なし74検体、以上の合計135検体だった。名古屋大学など4大学は文科省に報告し、文科省は口頭で指針の遵守と再発防止などを指導した。各大学は、検体提供者に説明・謝罪を行った。遺伝子解析が終了したケースでは結果を破棄し、共同研究での利用について同意ないし同意書のない検体は破棄されるか、大学での研究利用に同意を得た大学に返却された。

(2) 事例2（北海道大学など多数）

事例2は、研究目的でアイヌの遺骨を墓から掘り出して返還せず、先祖を供養するという宗教上の権利を長期に渡って侵害した事例である（文献3）。

アイヌの遺骨収集は、イギリス領事館員（1865）の後、小金井良精・帝国大学医科大学（現東京大学）教授（1888～89）、清野謙次・京都帝国大学（現京都大学）教授（1924）などと続いた。その後、北海道大学・

医学部・解剖学教室の児玉作左衛門教授らは、戦前から戦後にかけて、優生学の立場などから研究する目的で、北海道・樺太（サハリン）・千島列島のアイヌ墓地から人骨を収集した。収集された遺骨は、北大だけで約1000体に達したが、北大以外でも約1500体が収集され、その後は、東大・京大・東北大などで保管中だった。

北海道アイヌ協会は1982年に供養と返還を要請した。北大は、1984年、学内に散逸していた遺骨を集め、医学部の敷地に納骨堂を建てて遺骨を安置し、以後毎年、供養祭を実施した。北大では、頭骨と四肢骨が別々に保管されるなど遺骨は未整理で個人特定が困難なため、遺骨返還は2001年の3体返還を最後に35体に留まっていた。

アイヌ遺骨問題は政治問題にもなった。例えば、アイヌ文化振興法の制定（1997）や国連総会「先住民族の権利に関する国連宣言」採択（2007）を経て、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された（2008）。政府の有識者懇談会が民族共生の象徴となる空間（象徴空間）の整備などを提言し（2009）、アイヌ政策推進会議の作業部会が「象徴空間」候補地に白老町を選定した（2010）。文部科学省の遺骨調査（2011年以降）を経て、官房長官は、東京五輪開幕までに「象徴空間」完成の方針を表明した（2013）。

2010年1月末、北大・医学部にアイヌの副葬品（刀、漁具、鍋など）が段ボール28箱に詰めて放置されていた、と報じられた。副葬品は、北海道アイヌ協会の要望で、北大・総合博物館にて保管中で、北大は、調査や保管の方法に問題があった、と北海道アイヌ協会に謝罪した。北大は、遺骨の整理・調査に2010年5月に着手した。

2012年3月26日、北大が研究名目で墓から数十体の遺骨を無断で持ち去り、先祖を悼む気持ちが侵害された、と主張して、アイ

ヌの小川隆吉（76）らが、北大を相手取って、遺骨返還や慰謝料支払いを求める訴訟を起こす、と報じられた。北大は供養に協力してきたはずだったが、情報開示・謝罪・遺骨返還の面で子孫の要求に十分にできていなかった。例えば北大は、エゾオオカミなど動物の骨格標本とアイヌの頭蓋骨を並べて展示していた（1981年頃）。

2012年9月14日、北大・医学部・教授らが研究目的で、1931～1955年頃、北海道・浦河町・杵臼（きねうす）地区で、アイヌの墓地から遺骨78体（以上）を無断で掘り起こして収集したのは信教の自由の侵害などにあたる、と主張して、子孫3人が北大に対して遺骨返還・謝罪・慰謝料900万円支払いを求め、札幌地裁に提訴した。

2013年3月28日、北大は、1931～1972年に道内46市町村・樺太（サハリン）・千島列島で、アイヌの遺骨1014体（全骨372体・頭骨のみ641体・頭骨なし1体）を研究目的で墓から持ち出したとする調査報告書を公表し、北海道アイヌ協会に報告した。北大は、遺骨の管理に問題があった、と遺憾の意を示したが、盗掘は否定した。個人特定の遺骨は19体で、発掘台帳がなく、頭骨と四肢骨が別々に管理されていた。遺骨返還について北大は、個人特定分は子孫に返すが、それ以外は他大学と足並みをそろえたい、と述べた。北大の発表に対して、人類学研究という美名の下で人権侵害を行った、盗掘にほかならず遺骨以外に副葬品も持ち去った、とアイヌ関係者から批判の声が上がった。発掘記録（発掘人骨台帳）があることが後に判明した。

2013年4月19日、政府のアイヌ政策推進会議作業部会で、明治時代から戦後にかけて墓地から掘り出されたアイヌの遺骨が11大学に1633体保管されている、と報告された。作業部会で、遺骨返還のガイドラインも示され、速やかに返還する方針が出された。

遺骨の身元が特定できなかったのは、頭骨と四肢骨を別々に保管するなど管理が不十分だったうえ、遺骨と副葬品を一緒に保管しなかった等のためだった。全国の遺骨調査は文部科学省が2011年11月から大学を対象に行った。

2013年6月14日、文部科学省は、アイヌ遺骨調査の最終報告書をアイヌ政策推進会議作業部会に提出した。遺骨の数は4月の発表より2体多い1635体で、うち869体は大学の研究者が研究目的で墓地から掘り出したもの、329体は地方自治体の墓地改葬によるものや道路工事などで発見されたもので、341体は経緯不明だった。資料が少ないため個人特定は23体だった。保管時期は、戦前899体と戦後609体で、残りは不明だった。大学の保管数1635体の内訳は、北大1027体、札幌医大251体、東大198体、京大94体、阪大39体、東北大20体などだった。2014年1月31日、文部科学省はアイヌ政策推進会議作業部会で岡山理科大1体を追加したが、その結果、大学保管は12大学・1636体となった。

2015年1月30日、政府が「象徴空間」に慰霊施設を設ける方針であることに反対して、アイヌはコタン（集落）で先祖を慰霊する風習があるので、収集場所が分かっている遺骨はコタンに返還するべきだ、個人にしか返還しないというのはアイヌの宗教上の権利を侵害している、と主張して、浦幌アイヌ協会会長などアイヌ13人と支援者の計21人が日本弁護士連合会に人権救済を申し立てた。但し、コタンが残っているところは多くないので、関係者の間で意見は割れていた。

2016年3月25日、小川隆吉らが提訴した遺骨返還訴訟--3訴訟の第1次分--は、地裁で和解が成立した。和解対象の遺骨は浦河町杵臼の墓地から掘り出した16体で、小川の伯父の遺骨の他は、身元不明11体は「コタンの会」に引き渡し、残り4体は身元特定が

可能なので北大が子孫に名乗り出るよう呼び掛け、1年経過して誰も名乗り出なければコタンの会に引き渡すことになった。同様の訴訟は他に2件係争中で、原告側は同様の和解を目指すという。和解に基づいて85年ぶりに遺骨12体が7月15日に返還され、17日に再埋葬された。

2016年7月2日、北海道新聞の調べで、アイヌ遺骨が北海道の博物館に保管されていることが新たに判明した。内訳は、函館市立函館博物館10件（何体分か不明）、北海道博物館（札幌市）5体、室蘭市民俗資料館1体だった。北海道新聞が道内の博物館や資料館など35施設に質問した結果から判明した。いずれも詳しい調査は行われておらず、よく知られていなかった。

文部科学省は全国の博物館など約5000館を対象にアイヌ遺骨の有無など調査中である。イギリス・ドイツ（確認17体）・ロシア・オーストラリア（確認2体）など海外に持ち出されたアイヌ遺骨についても、内閣官房・アイヌ総合政策室は調査を開始し、研究者「人骨流通ネットワーク」による流通や盗掘などの経緯を確認し、返還を求める方針である（2016年8月）。同様の遺骨問題（盗掘、返還、謝罪・補償）は多数あり、国際的に問題になっているようである。なお、アイヌ遺骨収集にもとづく研究の成果・報告について筆者は未調査である。

(3) 事例3（名古屋大学・医学部・付属病院）

事例3は、国が定めた「ヒト幹細胞を用いた臨床研究に関する指針」（厚労省、2006年9月施行）--所属機関の倫理委員会と国の二重審査を義務づけ--に基づく国からの承認を受けずに臨床研究を行ったため、論文1本・研究発表3件を撤回するに至った事例である（文献4）。

名古屋大学の研究グループ（後藤百万（も

もかず)教授ら)は、ラット等の研究をもとに、幹細胞(脂肪幹細胞)を使った臨床研究--前立腺がん摘出手術の後遺症で、慢性的な尿漏れを起こした男性に、患者自身の脂肪を取り出して幹細胞を濃縮し、尿道の筋肉に注射して再生・回復を図る--を計画した。研究グループは、2008年秋、医学部の倫理委員会から承認を受けて計10人を対象とする臨床研究に着手した。その際、倫理委員会から「国の指針に基づいて申請すべきだ」との指摘を受けたので、研究グループ内で検討したが、手術で自分の血液を輸血する自家輸血に近いので指針の対象外だ、と判断した。研究グループは、2009年1月と2月に、70歳代と80歳代の男性患者で臨床研究を実施した。患者2人とも約10カ月後には尿漏れが治まり、異常は見られなかった。

これら2人を含めて、研究グループは、2009年1~4月に70~80歳代の男性計5人に臨床研究を実施し、これら5人の経過--うち4人の症状が改善など--を2009年10月に韓国での国際研究会で「世界初の臨床研究」として発表した。

最初の2人の手術後、医学部の倫理委員会から改めて国の審査を受けるように指示されたため、研究グループは2009年8月、臨床研究の実態報告は除いて厚生科学審議会に審査を申請した。

研究グループ(演者:山本徳則講師)は、2010年3月19日に開催された日本再生医療学会のシンポジウムで、最初の2人の臨床研究について発表した。このとき、シンポジウム座長(戸口田淳也・京都大学教授=厚生科学審議会・審査委員)が「国の承認は取りましたか」「国の指針に抵触するのでは」と質問したのに対して、演者の山本講師が「院内の承認は受けている。抵触などというものではない」「(国に審査の)申請はしています」としか答えることができず、国

の承認を得ていない問題が発覚した。そこで名古屋大学・医学部は、3月末、調査委員会を設置した。

付属病院の調査の結果、以下が判明した。同じ研究グループによる同様のケースが2009年に計10件あった。いずれも、幹細胞(脂肪幹細胞)を使った治療(臨床研究)だった。前述の5人の他に、2009年7月から11月に、27~60歳の男性患者5人に対し、腎臓がんの手術の後遺症を抑えるため、脂肪幹細胞を注入する手術が実施された。これら10件は全て、臨床研究として大学の倫理委員会から承認を受けていた。しかし、病院も国の審査の必要性を明確に指摘しなかったし、加えて、研究グループは国・厚生労働省の指針を誤解して「患者本人の細胞で培養など手を加えていないことから指針の対象にはならない」ので国の承認は必要ないと判断したため、国には(当初は)審査を申請しなかった。

付属病院によれば、これら10例とは別に、小児科の小島勢二教授らのグループが2009年11月、臍帯血移植後に拒絶反応を起こした3歳の女兒に、健康な人から採取した幹細胞を輸血した、というケースもあった。これは緊急避難の治療で、臨床研究として学内審査を受けていたが、国の指針に基づく承認を得ていないため、違反事例と判断された。

この問題を受けて付属病院は、研修や審査態勢を見直すことにした。また、研究グループによる論文1本と研究発表3件は撤回されることになった。

事例3は、体性幹細胞を用いた再生医療について、大きな可能性が期待される一方で、安全性のため指針などが年々変化する状況のもとで発生した。年々変化する指針などを良く理解しないと、労力をつぎ込んだ研究成果が無効になりかねないので、研究者・研究機関は要注意である。

(4) 事例4 (香川大学・医学部)

事例4は、内部通報がきっかけで調査されたが、灰色のまま調査が打ち切れ、そして、内部通報した職員が正職員の地位確認を地裁で認められた、という事例である（文献5）。

2010年3月18日、香川大学・医学部長あてに文書で、医学部の生体情報分子学のA教授の研究室では、実験で遺伝子を組み換えた大腸菌の培養液などを、実験室に滅菌処理できる装置があるのに使用せず、滅菌処理せずに実験室の流しに捨てるのが常態化していた（2004年10月～2008年4月、カルタヘナ法に違反）という内部通報があった。つまり、遺伝子組み換え生物を実験で使う場合、カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）により、実験後に遺伝子組み換え生物を死滅処理するなどの処理方法が定められているが、これに反している、という疑惑が内部通報で指摘された。

そこで大学は3月26日、この研究室（及び遺伝子組換え実験を行っている医学部の研究室）に実験停止を命じ、香川大学組換えDNA実験安全調査委員会を立ち上げて調査を開始するとともに、3月29日に文部科学省へ報告した。

調査の結果、以下が判明した。（ア）A教授の研究室では、遺伝子組み換え大腸菌の培養液を滅菌処理せずに実験室の流しに捨て続けていた疑いがある。研究員に引き継がれていた実験手順の手引きに「遠心分離の終わった遠心管から上澄みをすて」との記述と、上澄み液を流しに捨てるイラストが描かれていた。（イ）遺伝子組み換え実験は、学長に申請して承認を受けた実験室とは異なる実験室で行われていた（学内規程に違反）。これについてA教授は「記載ミスだった」と弁明した。（ウ）水質検査では、

実験室の排水は学内の処理施設で滅菌処理しており、外部流出などの影響は確認されなかった。（エ）文部科学省は省令で、遺伝子組み換え生物の拡散防止措置として、実験室内での飲食を禁止しているが、A研究室の実験室内では、実験中の飲食が常態化していた。（オ）大学の調査に対してA教授を含む全員が、不適切な処理はなかったと回答した。A研究室の現場責任者の准教授も「そんなことはしていない」などと回答した。（カ）医学部内で同様の実験を行っている他の19研究グループについて文書回答の方法で調査した結果、不活性化の処理は問題ないこと、届出と異なる場所や責任者で実験を行っているグループもないことが判明した。

大学は最終調査結果を4月28日に発表した。それによると、4月20日までに、A研究室の関係者23人のうち連絡が合ったのは19人で、うち内部通報者を含む3人が不適切な処理が「あった」と回答し、16人が「なかった」と回答した。大学は、不適切な処理が常態化していた事実は確認できなかったし、内部通報で疑いがあった時期は2008年以前で調べる手だてがない、と調査の限界を認め、「灰色」のまま調査を打ち切り、今後は法令順守の徹底を促す、と表明した。大学は、大腸菌の外部排出は見つからず、排水溝や研究室の流しなど（学内外24地点）から実験に使われた大腸菌は検出されなかった、と強調した。

ところで、読売新聞2010年4月29日の記事「大腸菌不法廃棄疑惑 “灰色”のまま調査打ち切り 香川大最終結果 排水から検出されず」によれば、内部通報したA研究室の職員（女）は、調査が尽くされていない、納得できない、と話した。また、同職員は、2009年3月に解雇を通告されたのは不当だとして正職員としての地位確認を求めて提訴し、地裁は職員の訴えを認めた。この記事

で短く触れている以外は、この裁判の記事はないようだが、前述の実験の件などで職員とA教授の間に軋轢が生じて解雇通告（アカハラ・パワハラ）に至ったのではないかと疑問を感じるのは筆者だけだろうか。

アカハラ

概観7の「アカハラ」34事例（正味38事例、表は拙稿1参照）のうち、ここでは、既に短く紹介した事例18と事例27をより詳しく紹介することを含めて、計5件について記したい。

(1) 事例2（信州大学・医学部・工学部）

事例2は、大学側の主張が適切であれば教授のセクハラ・アカハラ等の事例であるが、経緯を見れば、大学側の教授に対するアカハラ（パワハラ）が疑われる事例である（文献6）。

医学部・統合生理学講座の小山教授は2007年4月、工学部・遠藤守信教授（信州大学カーボン科学研究所・所長）が開発したカーボンナノチューブ（CNT）の一つVGCF（複数の種類あり、遠藤教授と信州大学が特許出願人、昭和電工が製造）について、遠藤教授に依頼され、マウスの皮下や腹腔内に投与する場合の毒性・安全性の研究を開始した。当時、遠藤教授と信州大学は、長野県の長野ナノカーボンバレーの事業で主導的役割を演じていた。

2008年7月、小山教授は、VGCF-Sを埋め込んだマウスの腹腔内に悪性の中皮腫の発生を確認し、7月13日と8月1日に、遠藤教授に発がん性確認の事実を報告した。しかし、それを遠藤教授は昭和電工に伝えなかった。遠藤教授は、昭和電工に対し、2009年12月発行のグループ報でのインタビューで「安全性には問題ないと感じています」と述べた。

2008年8月26日頃、小山教授は、発がん性の確認のため、ビーグル犬の肺の気管支にVGCF-Sを局所投与する研究に着手した。それを知った遠藤教授は小山教授に「お手やわらかに」とメールを送った。

2008年9月、小山教授の講座の所属教員から大学に、小山教授によるハラスメントの申し立てがあった。そこで大学は、ハラスメント相談調査対策委員会を設置して調査を開始した。2009年6月、別の所属教員ら3人から同様の申し立てがあり、大学はもう一つ委員会を設置して調査を開始した。

2009年8月6日夕方、学長の指示を受けた医学部長は、小山教授を呼び出して職務命令を通告した：「講座が正常に機能していない運営不全状態にあると判断し」統合生理学講座の担当を解除して医学部長付けとする；小山教授の部屋以外は出入り禁止とする；講座教室員との接触を禁止する；演習・講義を禁止する。この頃、小山教授は、VGCF-Sの発がん性に関する論文をまとめようとしており、また、VGCFやVGCF-Xの発がん性の研究に着手していた。小山教授は、医学部長から通告を受けた後、自分の部屋に戻ったが、既に研究室は全て大学側によって施錠されていた。

2009年9月、遠藤教授は、CNT研究の科研費（2007～2009年度・合計4億6488万円、研究代表者・遠藤教授）の担当研究者変更を文部科学省に申請した。「毒性、安全性評価について皮下埋め込みを中心とする研究が一段落し、当初の計画を達成したので研究の遂行に支障はない」との理由で、小山教授は共同研究者から除かれた。

2009年10月6日、小山教授は支援を求めて長野一般労働組合に加入した。同労組と関連団体（全国一般労働組合全国協議会、長野県平和・人権・環境労働組合会議、松本地区労働組合会議）は、職務命令撤回などを求める団体交渉、「統合生理学講座担当外

し抗議・原職復帰要請の電報」(2010年3月)、「懲戒解雇撤回を求める抗議電報」(2010年7月～8月)、「懲戒解雇撤回・発がん性研究の継続を求める署名集め」(2010年11月～2011年2月)などで小山教授を支援した。

長野一般労働組合は、小山教授の代理人弁護士と協力して、大学に職務命令撤回などを求めて団体交渉を行った。これに対して大学(渡邊裕・副学長＝総務・労務・人事・経営企画の担当理事)は誠実に対応せず、組合側の追求によって、ようやく小山教授は監視付きで研究室に入室できるようになった。しかし大学は、小山教授の原職復帰・研究活動保障を頑なに拒否し続けた。この間、小山教授の病理標本が、何者かによってどこかに持ち出された(2010年3月12日以前)。

2010年1月13日、小山教授は、ハラスメントは「事実無根で、早くいままで通りに研究できる状態に戻してほしい」と、講義・演習や研究室入室の禁止措置の撤回を求める書面を、学長と医学部長に郵送した。

2010年2月、遠藤教授は2010国際ナノテクノロジー総合展・技術会議で講演し、「最新の知見では『安全性についてCNTはアスベストとは異なる』ことが科学的に解明され、吸入限界量(暫定値)が規定されるに至った。これらを背景に、CNTの社会受容も確立されてきている」と述べ、自ら開発し昭和電工が生産しているVGCFの安全性を強調した。小山教授側が「吸入限界量」について2011年3月8日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の調査官に確認したところ、そのようなものを厚労省は認めていない、と否定した。

2010年4月16日、昭和電工は信州大学に、共同研究契約に基づいてVGCFの発がん性研究の報告を求めたが、それを大学は小山教授に伝えなかった。

小山教授は、2010年4月、ハラスメント加

害を否定するとともに、研究室立ち入りを制限されたためVGCFの安全性に関する研究に支障が出ている、と週刊誌や支援者集会で主張した。小山教授を支援する市民団体は4月27日、同日予定された小山教授の研究発表が信州大学により中止に追い込まれたとして、発表を認めるよう求める声明を決議した。

2010年4月22日、ハラスメント相談調査対策委員会は、小山教授のハラスメントを認定し、4月28日に大学は、処分審査委員会を設置した。28日の会見で大学側(副学長)は、週刊誌記事は事実と反する、企業との契約に違反して研究発表するのは倫理にもとる、と小山教授を批判した。

2010年6月2日、小山教授は、研究結果を否定されて名誉を棄損した、5月11日に医学部長付けから学長付けに配置換えされて研究の継続・発表が困難になった、と主張し、大学と遠藤教授に対して1000万円の損害賠償を求めて、大学に対して人事異動の取り消しを求めて、それぞれ提訴した。記者会見で小山教授は、他の研究者は異なる種類のCNTの安全性を研究して発表しているが、自分はVGCFについて発がん性を確認した、と強調した。これに対して大学は、小山教授の研究には疑問がある、と重ねて否定し、小山教授はハラスメント問題で懲戒処分を検討中のため医学部から学長付きに異動させた等と述べた。記者の質問に昭和電工は「信大側から発がん性に関しての報告は受けていない。現時点でVGCFに発がん性があるという話は聞いていない」と答えた。

2010年6月16日、信濃毎日新聞は、遠藤教授の製法によるVGCF-Sについて、昭和電工が同社の安全性試験センターの動物試験(2006年11月開始)で発がん性の疑い(中皮腫、腺がん、等)を確認し、2010年5月中旬に製造・販売を凍結したことが分かった、と報じた。同社のVGCF-Sについて小山教授は、2

008年6月にマウス実験で悪性中皮腫の発生を確認し、遠藤教授に知らせていた。記者の質問に、遠藤教授は「(昭和電工から)疑わしい例があると聞いている。安全性については専門家ではないのでコメントできない」と述べ、渡辺裕理事は「初めて聞いた話であり、コメントできる立場にない」と述べた。他方、小山教授は「私の研究が企業に伝わっていなかったのは大変残念だ」と述べた。

2010年7月7日、名誉棄損・損害賠償訴訟の第1回口頭弁論で、大学側は全面的に争う構えを示した。大学側によれば、小山教授の研究は科学性を欠き、研究手法に問題がある；小山教授の研究は、マウス対象の腹腔内投与試験であり、仮に悪性中皮腫が発生したとしても、人体の健康に影響を及ぼすと解明したものでない；小山教授を研究グループから除外したことは研究を終えたため、同意を得ている。

2010年7月22日、信州大学は小山教授の懲戒解雇を発表した。大学によると、2008年9月と2009年6月に別個のハラスメント被害申し出があり、それぞれ調査した結果、順に2009年6月と2010年4月にハラスメント行為が認定された。その後、大学は、申し出以外のハラスメント行為・非違行為も調査して認定し、それらに基づいて、7月21日に同日付け懲戒解雇を決定した。

大学があげた懲戒解雇の理由は、セクハラ2件（部下の女性職員に触る、授業でセクハラ発言）、パワハラ8件（被害者は部下ら、辞職強要、給与一部上納強要、学会発表申請無断取り消しなど）、無許可兼業1件、医学部ルール違反1件（学生の実験に対する追試を実施せず）、薬品管理・安全管理が杜撰1件、動物実験の承認を得ないで実験開始1件、昭和電工と締結した共同研究契約に違反1件（手続きを経ずに研究結果を第3者に公表、守秘義務違反）、職務命令違反1件（第

3者の立会いなしにハラスメント被害者の研究室に入室）、大学に対する名誉毀損1件（マスコミ取材や集会で、大学がVGCFの安全性研究の隠ぺいを図ったと虚偽の内容を主張し、医学部長の職務命令を批判）、職務権限の濫用等4件（講座所属教員に対して、コミュニケーション欠如・忠誠心強要・実験データ類の独占・専制的職務命令の頻発）、以上の21件だった。

大学が発表した処分理由には、件数が多いためか、いずれも発生時期など具体的記述はない。なかには、「(18) 講座所属教員が、自己のメール使用について、小山教授の管理により、覗き見されているのではないかという不安状態に置かれ勤務に障害を来たしていた行為」、「(21) 小山教授の偶然とは言えないようなタイミングで研究室入室、当該会話内容に即した指示が頻繁に生じ、講座所属教員が小山教授に常時盗聴されているのではないかとの著しい不安感を抱く状態で勤務を続けさせられた行為」のように、メール盗み見や盗聴の「疑惑」もある。2003～2009年に何の訴えもなかったのは何故か、小山教授が2008年7～8月に悪性中皮腫発生を遠藤教授に知らせて間もなくハラスメント被害申し出が行われたのは偶然か、疑惑を罪状にあげて良いのか、所属労組の集会での発言や雑誌記者・新聞記者の取材への対応を処分理由にして良いのか、などの疑問が残る。

2010年8月11日、信州大学・学長らは、安全性軽視だと誤解されることを懸念して記者会見を開き、小山元教授の研究は科学性に乏しい等と批判を繰り返した。そして、文献調査によれば、CNT (VGCF) を大量に体内に投与すれば悪性腫瘍ができるものの、日常生活で吸引した場合の発がん性には疑問がある、と主張した。

2010年9月28日、小山元教授は、大学を相手どって、地位保全と賃金支払いを求める

仮処分を長野地裁松本支部に申請した。小山元教授は、自らの処分について、研究結果隠蔽・研究妨害を目的とした違法行為であり、大学があげた処分理由は事実を反し、解雇権の乱用だ、と主張した。

2011年3月1日、小山元教授は、実名入りで処分経緯などが大学ホームページに長期間掲載されたため医学者として名誉を棄損したと主張して、信州大学と渡辺裕理事を相手取って、損害賠償5000万円支払いを求めて提訴した。

2011年9月21日、小山元教授は、解雇処分取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論で、公正な判断を期待できないと田代雅彦裁判長・伊藤五朗裁判官を回避する要求書を提出した。これら裁判官は、関連する訴訟など計3件を担当しているが、裁判記録に「弁護人は法廷での余計なパフォーマンスが増えることが見込まれる」等のメモを残していた。この回避要求は認められなかった。

2011年11月15日、名古屋大学の豊国伸哉教授らの研究チームは、CNTの発がん性に関する研究論文を、アメリカ科学アカデミー紀要（電子版）に発表した、と報じられた。豊国教授によれば、CNTの直径（太さ）による毒性の差（中皮腫の発生率）などが分かったという。これを受けて16日の記者会見で小山元教授は、改めて発がん性が判明した、と主張した。小山元教授は、13種類の太さのCNTをマウスの腹部に投与し、70ナノメートルの場合で中皮腫発症率80%という結果を2008年に得ていた。両者のCNTは同じ会社製だった。豊国教授は小山元教授の研究について「今回の研究結果が発がん性の裏付けにはなるだろう」と記者に答えた。

2011年11月、大学は、実験中のビーグル犬8頭を11月30日までに引き取らなければ殺処分する、と小山元教授に文書で通告した。小山元教授は、殺処分差止めを求めて仮処分を申請した。

2012年1月11日、地裁（田代雅彦裁判長）は、研究内容の否定などで信用を傷つけられたと主張して遠藤教授と大学に損害賠償1000万円を求めた訴訟で、小山元教授の請求を棄却した。同様に、懲戒解雇の経緯などが実名入りで7カ月以上も掲載されたため名誉を棄損されたと主張し、大学と副学長に損害賠償5000万円を求めた訴訟も棄却した。いずれの訴訟でも裁判長は、被告が国立大学法人やその教職員の場合は国家賠償法に基づいて争うべきであり、民法上の損害賠償の請求は不適切だと判決した。

なお、2012年5月25日、自らの3件の訴訟を担当し、信州大学側に勝利判決を出した長野地裁松本支部長・田代雅彦裁判官（47）は信州大学の非常勤講師を務めており、公正な裁判を受ける権利を侵害された、と主張して、小山元教授は、国を相手取って損害賠償を求めて提訴した。田代裁判官は、松本支部に赴任して直ぐ信州大学・法科大学院の非常勤講師となり、法曹倫理の講義を担当した。この訴訟を含めて、小山元教授が起こした複数の裁判の最終的な結果は不明である。

(2) 事例18（福岡県立大学・看護学部）

事例18は、アカハラ被害を受けた教員3人が結果的に大学を退職した事例である（文献7）。

2004年3月、教授（女）・助教授（女）・講師（女）の教員3人（または4人）は、上司にあたる男性教授らから2003年4月以降に研究妨害・授業妨害・退職強要・暴言などの人権侵害（アカハラ）を受けた、と大学の人権委員会に申し立てた。

大学は、調査の結果、男性教授について、部下3教員に対して、「いじめや嫌がらせと受け取られかねない不適切な行為」（アカハラ）を繰り返した、と認定した。しかし大学は、法的な人権侵害だったとは認定せず、

そのため、男性教授に対して文書で厳重注意し、学部長（40代、女）に対して、管理責任があった、と口頭で厳重注意した（2004年12月、大学発表）。

2004年11月、被害者3人は、男性教授と学部長からアカハラ被害を受けたと主張し、福岡法務局に調査と人権救済を申し立てた。

福岡法務局は、2006年11月、男性教授について、助教授と講師（2006年11月現在ともに退職）に対する人権侵害があったと認め、反省を促して指導する「説示」の措置を講じた。その一方で法務局は、学部長について、人権侵害の事実がない、と訴えを退けた。

2005年1月、被害を受けた教授（2005年5月退職、現在は聖マリア学院大学教授）は、アカハラが原因で病氣療養した等と主張して、福岡県弁護士会（人権擁護委員会）に人権救済を申し立てた。

福岡県弁護士会は、2010年4月、男性教授に対して、教員4人への人権侵害（アカハラ）行為6件を認定し、学部長に対して、男性教授に同調して教授の責任だけ追及した、と認定した。そして弁護士会は、男性教授と学部長に対して、研究活動の自由や人権の尊重など、改善を求める勧告を行うとともに、大学に対して人権に配慮した対応を求める要望を行った。大学の理事長は「真摯に受け止め、人権意識の高揚に努める」とコメントした。

この事例は、2000年頃から福岡県立大学・看護学部の設立準備を開始→2003年3月に福岡県立看護専門学校を閉校→同年4月に福岡県立大学・看護学部を開設→2006年4月に公立大学法人・福岡県立大学に移行→同年6月に大学院・看護学研究科設置認可を申請という経緯を見れば、看護学部の開設や看護学研究科の設置に伴う教員人事問題が背景にあった可能性があるが、記事からは関連の有無や詳細は不明である。

(3) 事例21（東京工業大学）

事例21は、学生（研究労働力）を自分の研究室に集めようと説得する発言等がアカハラである、そして、学生に過度な研究労働を求めたこともアカハラである、という事例である（文献8）。

教授は、2005年から2006年に、学生Aに対して、①就職希望を無視して繰り返し博士課程進学を勧めるなどして心理的苦痛を与えた、②国際会議の準備中に見つかったプログラム・ミスに責任があるとは言えないのに修正を強く要求して作業に追い立て、進捗状況を繰り返し確認し、徹夜作業を続けさせて倒れるまでやらせた。また、学生Bに対して、③C講師の指導を希望して入学したのにC講師は主指導にならないと受け取られる発言を行い、④研究テーマに関するディスカッションで長時間に渡り学生Bの希望を否定するような発言を繰り返した、等々。これらを大学はアカハラと認定して教授を処分した。

大学の発表文における「学生」は「大学院生（修士課程）」と思われるが、大学は、被害者のプライバシー等に配慮して詳細の公表を控えた。この事例の新聞記事はないので、大学は記者クラブ等に通知せずに、大学ホームページに掲載したようである。

(4) 事例23（京都大学・経済学研究科）

事例23は、指導教授らのアカハラ・セクハラが、大学の調査では認定されたのに、裁判では否定され、元大学院生の損害賠償請求が棄却された事例である（文献9）。

京都大学で、2008年5月、指導教授A（男）と教授B（男）からハラスメント被害を受けたという申し立てが、元大学院生C（30代、女）--修了後は学科の事務補佐員--から出された。そこで大学は、全学レベルの調査・調停委員会を設置して調査した。

Cの主張によれば、Cが大学院生や事務補佐員だった2002年秋から2008年3月にかけて、教授Aは、「研究者にならないなら大学院をやめてしまえ」と言ったり、手を握って自宅に誘ったり、食事につきあわせて隣に座らせて体を触ったりした（2002～2008年）。教授Bは、「お酒が強いね。そういう職業の方が向いているんじゃないの」等と、Cを侮辱する発言を行った（2004～2008年）。同委員会は2009年9月、(1)「研究者にならないなら大学院を辞めろ」という趣旨の発言、(2)論文指導の拒否、(3)飲食に付き合わせて体を触り、自宅に誘った--など7項目の不適切な言動があったと認定し、教授Aは懲戒相当、教授Bは訓告相当と結論した。

調査・調停委員会からの報告を受けて、経済学研究科は、2010年3月、調査・調停委員会が認定した7項目のうちの一部だけを認定し、教授Aを訓告、教授Bを口頭注意と処分を軽減した。

そこでCは、2010年7月14日、教授Aらのセクハラなどで精神的苦痛を受けた、「関係者の影響力を排除し、全学の教職員による公正な手続きを保障した委員会設置の趣旨に反」して被害救済義務に違反したなどと主張し、京都大学と教授Aと教授Bを相手取って計465万円の損害賠償（慰謝料）を求めて京都地裁に提訴した。

2013年6月11日、京都地裁はCの請求を棄却した。裁判長は、教授Aの言動について、故意に体を触った証拠はない、とセクハラを認めず、指導・助言の域を出るものではない、とアカハラを認めなかった。また、教授Bの「お酒が強いね。……」という発言も、社会通念上許される範囲内だとし、ハラスメントだと認めなかった。

このような--大学や教員が被告としてハラスメント被害者から損害賠償を請求される--場合、大学によるハラスメント認定が（大学側の態度変更のため）裁判で覆るケ

ースが少なくない。

(5) 事例27（追手門学院大学）

事例27は、複数の学生（遊び仲間）によるイジメが原因の一つで学生が自殺したと推定されたが、大学が遺族の調査依頼を放置したという事例である（文献10）。

追手門学院大学の学生A（当時20才、男、在日インド人）は、父が重病のため母とともに家計を支えていたが、2007年6月8日、大学で繰り返しイジメを受けた等と書いた遺書（メモ）を部屋に残して、自宅（マンション8階）から飛び降り自殺した。遺書には「学校で受け続けたイジメ（略）僕はもう限界です。僕には居場所がありません」などと記されていた。自殺2日前の携帯メールにも、「毎回学校で嫌な思いをするのは耐えられない」、「学校行くたびに傷ついていくなんて最悪」、「学校は楽しい場所であってほしい」などと、大学でのイジメを示唆する文面が残されていた。

遺書などにイジメが示唆されていたので、遺族は、学生Aが受講したゼミの担当教授らに、自殺原因（イジメ）の調査を依頼した。しかし大学は、「調査対象の学生の親から苦情が出る」などの理由で調査しなかった。また、調査に積極的だったゼミ担当教授を遺族の窓口担当から外し、調査を進言する弁護士を無視し、調査依頼を放置し続けた。ゼミ担当教授は、遺族と会うことを大学から禁止された。

遺族の父親（インド料理店経営、重い肝臓病で療養中）は、息子に会いに行く、と言って、息子の自殺から約1年後に、後追い自殺した。

このイジメ自殺問題は、2009年10月、学内の人権啓発委員会でも取り上げられたが、調査は行われなかった。大学は、遺族との数回の面談を経て、2010年2月、遺族（残された母親）に見舞金30万円を渡したが、そ

の際、「相互に何らの債権債務がないことを確認」する合意書に署名するよう求めた。遺族は日本語が堪能でないため、この清算条項の趣旨が分からないまま署名した。

遺族は、2010年8月23日、学校法人・追手門学院を相手取って、イジメと自殺を防がず学生の人権を侵害した、繰り返しイジメ調査を依頼したのに調査しなかった、責任追及を意図的に困難にさせようと図った、と主張して、大阪弁護士会に人権救済を申し立てた。大学は、遺族の調査要望は承知しており、いじめた学生たちの名前も調べていたが、産経新聞の取材に対して、遺族から何度も要望があるか聞いたが何もなかった、いじめの事実も確認されなかった等と虚偽回答を繰り返していた。

2010年8月31日、上述の内容の記事が産経新聞で報じられたので、追手門学院大学は記者会見を開き、再調査すると表明した。記者会見で、見舞金30万円は「授業料の一部を返還」だったと分かった。9月30日、産経新聞は続報で追撃した。追手門学院大学は10月16日、第三者委員会（5人で構成）を設置して調査と再発防止策等の提言を依頼した、と発表した。第三者委員会は、大学の内部資料の調査、関係者20人の聴取、学生アンケート調査などを実施した。11月1日、自殺した学生と同じゼミに所属していた友人ら4人は、「自殺事件原因追及の会」を結成して、大学に書面で真相究明と遺族への謝罪、再発防止などを求める、と報じられた。

産経新聞は、2010年12月27日、「自殺事件原因追及の会」に、自殺した学生と特に親しかった1人が、イジメの具体的内容について証言した、と報じた。それによると、イジメ加害側は複数の学生で、自殺学生に繰り返したイジメの内容は、人前でズボンを脱がした、花火を直接向けた、本名でなく「ビンラディン」とあだ名をつけて呼んだ、

使いパシリをさせた、「お前をいじることが最近一番楽しい」「お前を見ているとなんかイライラする」等の暴言を浴びせた、だった。

追手門学院大学は、2010年12月27日、第三者委員会と共同で記者会見を開いた。第三者委員会は、具体的事実を特定できなかったとはいえイジメがあったと推定される、イジメが自殺の原因だった可能性がある、と指摘した。また、2010年2月の遺族との合意書（清算条項）は不適切だったと指摘し、遺族の要望を無視して調査しなかったこと、遺族に対して説明責任を果たさなかったこと等も問題視した。これを受けて大学は、反省と謝罪の意を表明し、再発防止に努め、大学幹部らを処分する方針である、と発表した。この調査報告について、遺族の弁護士は、拙速だと批判した。

なお、第三者委員会がイジメ加害側の証言を得なかった理由、大学が遺族の要望を無視して調査しなかった理由、そして、遺族が申し立てた人権救済の結末は、目下のところ不明である。

まとめに代えて

(1) 製薬大手ノバルティスファーマ（以下「N社」と略記）の高血圧症治療薬バルサルタン（製品名ディオバン）の臨床研究不正が問題になった頃、時効になっていなかったのは、京都府立医科大学の研究グループの論文だけだったようである。そこで東京地検は2014年7月、N社とN社の元社員SN（66）を、自社製品に有利になるように臨床データを改竄して学術論文に掲載させ、その論文を販売シェア拡大の宣伝に利用した、と主張して、薬事法（現・医薬品医療機器法）違反（誇大広告）の罪で起訴した。そして、被告SNに懲役2年6月、N社に罰金400万円を求刑した。

この訴訟の主な争点は、被告SNが研究（論文）不正に関与したか、及び、研究（論文）不正が薬事法違反にあたるか、ということだった。

この訴訟で東京地裁は、2017年3月16日、被告のSNとN社に無罪を言い渡した（文献12）。地裁判決は、販促目的で症例水増し・意図的データ改竄などを行った、と被告SNの研究不正関与を認めたが、その一方で、掲載前に査読を経る学術論文は、金銭負担で掲載内容を決められる広告とは性質が異なり、読者の購入意欲を呼び起こすという広告の性質があるとは言えない、と薬事法違反を認めなかった。

もともと問題の論文は、製薬企業が薬を処方する医者向け宣伝に活用するため作成されたのであり、一般人や患者への宣伝用に書かれた訳ではない。従って、地裁判決は、学術論文の形であれば薬事法違反（誇大広告）が成立しないという意味であれば、広告を狭く捉えており、疑問が残る。

この地裁判決は、研究論文不正は違法（薬事法違反）とする厚生労働省の見解とは異なる、ということである。この裁判は、東北大学・元総長の論文不正疑惑をめぐる裁判とともに、研究不正問題への法的対応の検討が必要になっていることを示唆すると思われる。

(2) 概観7の補遺として紹介した事例から明らかのように、アカハラは、件数が多く、重大な場合も少なくないので、研究倫理の取り組みにおける位置付けを高めるべきである。そのことは、日本歴史学協会・若手研究者問題検討委員会が2017年2月に発表した『「若手研究者問題」解決に向けた歴史学関係者の研究・生活・ジェンダーに関するウェブ・アンケート調査--中間報告書--』からも指摘できる。研究倫理の教育・研修では重大な研究不正や研究費不正に目が行きがちだが、それに劣らず、アカハラ問

題も重要である。CITI-JAPANプロジェクトを引き継いだ公正研究推進協会だけでなく大学など各機関が、アカハラ対策を強めることを強く求めたい。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事またはデータベース収録記事である。大学や研究所のHPに掲載されたプレスリリース等については「産総研20060303W」等と略記している。なお、白楽ロックビル氏のサイトにある「研究者の事件一覧（日本）」、及び、世界変動展望と題するサイトは、非常に有用な研究不正に関する情報源である。

1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観--新聞報道記事から（その7）--」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第16号131-144（2016）。本稿は、下記からダウンロードでき、その文献1~10に関連する拙稿が記載されている。

<http://id.nii.ac.jp/1354/00000464/>

2) 読売20100202W「鹿児島大遺伝子研究、血液提供者から同意得ず」、西日本20100203W「鹿大、同意なく 68人から採血 「研究目的」告げず」、名古屋大学20100129W「医学系研究科における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」、名古屋大学医学系研究科における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」、名古屋市立大学201001029W「名古屋市立大学大学院医学研究科における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」、鹿児島大学20100129W「鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」、「鹿児島大学大学院医歯学総合研究科

における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」、九州大学20100129W「九州大学大学院医学研究院における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づく遺伝子解析研究に係る不適切な管理について」。

- 3) 読売20100130W「北大医学部、アイヌ民族の副葬品28箱分を放置」、朝日20120326W「アイヌ研究で遺骨持ち去り 子孫ら北大を提訴へ」、朝日20120912W「アイヌ民族子孫、北大を提訴へ 先祖の遺骨返還求める」、共同20120914W「アイヌの子孫3人、北大を提訴 墓地から持ち出した「遺骨返せ」」、毎日20120915W「アイヌ民族：子孫3人、北大を提訴 収集の遺骨返還求め」、北海道20120915W「「遺骨返して」北大を提訴 浦河出身のアイヌ民族3人」、共同20120915W「「アイヌの遺骨返して」 子孫3人、北大を提訴」、読売20120916W「アイヌ民族の遺骨返還求め子孫が北大提訴」、毎日20130328W「北海道大：アイヌ遺骨収集で遺憾の意 「管理に問題」」、北海道20130329W「アイヌ民族遺骨 数百体分が混在 北大、ずさん管理認める」、毎日20130329W「アイヌ遺骨：「管理に問題」 北大、調査書公表 盗掘は否定」、毎日20130329W「アイヌ遺骨収集：北大「盗掘はなかった」関係者反発「重大な人権問題」 北海道」、毎日20130419W「アイヌ遺骨：11大学に1633体 管理ずさんさ浮き彫り」、毎日20130615W「アイヌ遺骨：墓地から869体掘り出す 文科省最終報告」、北海道20130802W「北海道大学でアイヌ民族供養祭 現役学長が初参列、遺骨返還には触れず」、毎日20140131W「アイヌ遺骨：新たに岡山理科大で1体発見」、朝日20150125W「「アイヌ民族遺骨、故郷のコタンに」 人権救済申し立てへ」、朝日20150131W「「アイヌ遺骨集約は人権侵害」 「それぞれの集落に返して」救済申し立て」、朝日20150131W「集約か否か、割れる意見 アイヌ民族遺骨巡り、人権救済申し立て／北海道」、赤旗20150201W「アイヌ民族ら人権救済訴え 遺骨集約は信教の自由否定」、共同20160325W「北大がアイヌに遺骨返還」、北海道20160325W「アイヌ民族の遺骨返還 札幌地裁で和解 北大、浦河の16体」、毎日201

60325W「アイヌ訴訟 遺骨を返還へ 北大と遺族らが和解」、朝日20160326W「アイヌ遺骨、北大が返還へ 研究用に保管 16体、遺族側と和解」、NHK20160326W「アイヌ民族の遺骨 大学側が返還で和解成立」、北海道20160702W「アイヌ民族遺骨、北海道博物館など3施設にも 正規手続き経ず」、北海道20160715W「北大保管のアイヌ民族遺骨12体、浦河へ搬送 墓地に再埋葬へ」、共同20160715W「北大、アイヌ民族の遺骨を返還 札幌地裁和解受け」、NHK20160715W「アイヌ民族の遺骨 北大が85年ぶりに返還」、毎日20160716W「アイヌ遺骨：北大12体返還 コタンの会、供養し再埋葬へ」、北海道20160716W「12の魂、帰郷 アイヌ民族の遺骨、北大が浦河に返還」、朝日20160716W「アイヌの遺骨12体、故郷へ 北大が返還、17日に埋葬」、読売20160716W「研究者が収集、アイヌ遺骨12体を返還 埋葬へ」、毎日20160810W「アイヌ遺骨 日本政府が調査着手 独から返還に向け」、毎日20160819W「アイヌ遺骨 返還、長期化か 独「所有権、政府にはない」」、毎日20160922W「アイヌ遺骨 頭骨2体、豪の博物館で確認 東大から流出」、毎日20161025W「アイヌ遺骨：学者間で「流通」か 英独露、多様な「人種」収集 日本もネットワークの一部」、共同20161125W「アイヌ遺骨返還訴訟で和解 札幌地裁、子孫と北海道大」、毎日20170127W「日本に返還へ 独学術団体、盗掘と確認」。

- 4) 読売20100320W「名大病院 国承認受けず再生治療 患者に幹細胞注射 厚労省調査」、読売20100327W「未承認の幹細胞研究 名大が調査委設置へ」、読売20100329W「危うさ残す再生医療現場 国の審査受けず治療も 安全性重視「厳しい」の声」、読売20100812W「名大病院 未承認治療は計10例 論文・発表4件取り下げ 幹細胞臨床研究」、毎日20100320W「名古屋大学病院：承認受けず臨床試験 幹細胞使い」、朝日20100320W「国審査なく臨床研究 名大、幹細胞注入か」、朝日20100812W「名大病院の幹細胞研究、無審査は計11件」、共同20100811W「名古屋大病院が国の許可なく幹細胞治療」、共同20100812W「国の承認なく幹細胞治療 名古屋大病院が11人に」、中日20100812W「ヒ

ト幹細胞 別の2件も国審査経ず 名大病院の臨床研究」。

- 5) 読売20100331W「香川大、組み換え大腸菌 不法廃棄か 調査委設置」、四国20100331W「香川大、違法廃棄の疑い 遺伝子組み換え培養液」、朝日20100331W「遺伝子組み換え大腸菌、処理せず流す? 香川大」、中日20100331W「培養液を違法廃棄か 遺伝子組み換え実験用」、朝日20100401W「「事実であれば処分」 遺伝子組み換え大腸菌培養液を無滅菌廃棄 香川大会見」、毎日20100401W「香川大：遺伝子組み換え大腸菌、違法処理か 学内に調査委設置」、読売20100401W「組み換え大腸菌 廃棄疑惑、処理方法徹底調査へ 香川大医学部 医学部全責任者に回答要請」、産経20100401W「遺伝子組換え大腸菌違法廃棄の疑い 香川大学医学部研究室」、四国20100401W「香大医学部長ら会見 遺伝子組み換え培養液廃棄容疑」、毎日20100403W「香川大：大腸菌問題 違法処理の疑いで文科省が調査」、読売20100403W「不法廃棄疑惑 文科省職員2人 香川大聞き取り」、読売20100415W「香川大不法廃棄疑惑 他19グループ「問題ない」調査結果まとめる」、朝日20100429W「不適切処理、3人証言 常態化確認できず 香川大の遺伝子組み換え液廃棄問題」、毎日20100429W「香川大：大腸菌問題 培養液違法投棄、菌検出されず 調査委報告」、読売20100429W「大腸菌不法廃棄疑惑 “灰色”のまま調査打ち切り 香川大最終結果 排水から検出されず」。
- 6) 朝日20100114W「教育研究大幅制限の撤回を求め 通知書 信州大医学部の小山教授」、中日20100429W「医学部教授のパワハラ認定 信大、6月にも処分決める」、毎日20100429W「信州大：「研究発表妨害、事実反する」 週刊誌記事を否定」、信濃毎日20100602W「カーボンナノチューブめぐり 信大と遠藤教授を提訴へ」、共同20100602W「信州大教授が「研究無視」と提訴 ナノチューブ安全性で大学を」、SBCニュース（信越放送）20100602W「「CNTの発がん性否定された」 信大の教授が大学などを提訴」、朝日20100603W「「研究結果否定」 信大教授が提訴 大学と教授相手取り」、読売20100603W「遠藤教授と信大を提訴 同僚「研

究成果否定された」、毎日20100603W「提訴：信大などを 教授「不当な異動」 地裁松本支部に」、信濃毎日20100603W「カーボンナノチューブ発がん性研究の教授、信大と遠藤教授を提訴」、読売20100708W「信大側争う構え」、毎日20100708W「VG CF 損害訴訟：信大側が争う姿勢 口頭弁論始まる」、信州大学20100722W「教員の懲戒処分について」、信濃毎日20100722W「信大、小山省三教授の懲戒解雇方針を決定」、時事20100722W「医学部教授を懲戒解雇 CNT発がん性で名誉棄損 信州大」、共同20100722W「信州大、教授を懲戒解雇 「名誉棄損」理由に」、朝日20100723W「パワハラ行為などで小山教授を懲戒解雇 信大、教授「事実無根」」、読売20100723W「提訴の小山教授 信大が懲戒解雇」、毎日20100723W「パワハラ：信州大、カーボンナノチューブ提訴の教授を解雇」、信濃毎日20100723W「信大、小山教授を懲戒解雇処分 教授側提訴へ」、信濃毎日20100812W「現時点で発がん性ない 信大がカーボンナノチューブで見解」、中日20100812W「論文の妥当性に疑問 CNTの発がん性、信大が調査結果公表」、信濃毎日20100929W「懲戒解雇の元信大教授、地位保全など求め仮処分申請」、朝日20110302W「「HPに実名、名誉傷ついた」 懲戒解雇の信大元教授が賠償提訴」、読売20110302W「元教授が信大提訴」、毎日20110922W「信大解雇訴訟：裁判官回避を原告側が要求」、毎日20111117W「CNT訴訟：名大発表研究論文「発がん性が判明」 信大元教授が主張」、朝日20120112W「元信大教授の請求を棄却 地裁松本支部、CNTなど巡る訴訟」、毎日20120112W「CNT訴訟：信大元教授の請求棄却 近く控訴の予定 地裁松本支部判決」、読売20120113W「信大巡る損害訴訟 元教授の請求棄却」、信濃毎日20100616W「発がん性疑い製造凍結 信大教授の製法採用のCNT製品」、松本地区労働組合会議／長野一般労働組合20100312W「信州大学が医学部小山省三教授に対しておこなっている「統合生理学講座」担当の教授職剥奪に抗議し、原職に復帰させるとともに研究禁止措置の撤回を求める「抗議・要請電」の取り組みについて（要請）」、松本地区労働組合会議／長野一般労働組合20100723W「信州大学の

小山省三教授に対する懲戒解雇の撤回を求める「抗議電」の取り組みについて（要請）、全国一般労働組合全国協議会／長野県平和・人権・環境労働組合会議／松本地区労働組合会議／長野一般労働組合20101101W「信州大学に対し、小山教授の懲戒解雇を撤回し、カーボンナノチューブの発がん性研究の継続を求める要請署名」（ピラ）、「信州大学に対し、小山教授の懲戒解雇を撤回し、カーボンナノチューブの発がん性研究の継続を求める要請署名」（署名用紙）、松本地区労働組合会議20101101W「信州大学に対し、小山教授の懲戒解雇を撤回し、カーボンナノチューブの発がん性研究の継続を求める要請署名について（要請）」（署名集め要請文）（労組関係は全国一般労働組合全国協議会（<http://www.nugw.jp>）の2010～2012年分のアーカイブスを参照せよ）、山根二郎20120217W「信州大学でいま何が起きているのか カーボンナノチューブ発がん性研究中の医学部教授を懲戒解雇」『週刊金曜日』2012年2月17日号（883号）14-17頁、片岡伸行・編集部20120601W「信州大学を勝訴させた裁判官は大学講師だった--裁判官派遣めぐり国賠訴訟」『週刊金曜日』2012年6月1日号（897号）6頁。

- 7) 朝日20041229W「部下いじめ、教授を処分 福岡県立大発表」、読売20060118W「福岡県立大「アカハラ」教授 法務局が人権侵害で「説示」、毎日20060118W「福岡県立大アカハラ問題：教授に説示措置 法務局」、毎日20071111W「「理系白書2007 第3部・科学者の倫理とは 3 アカデミック・ハラスメント／精神的圧迫でうつに／予算・人事掌握 上司絶大、逆らえず」、産経20100414W「福岡県立大でアカハラ 県弁護士会が当時の女性学部長らに勧告」、西日本20100415W「県弁護士会 学部長らに改善勧告 県立大退職強要などアカハラ」、毎日20100415W「アカハラ：福岡県立大に人権尊重を勧告 県弁護士会」。
- 8) 東京工業大学20100712W「本学教授に対する懲戒処分について」。
- 9) 京都20100803W「女子大生が京大提訴 京大教授セクハラ 調査委「懲戒」も訓告」、共同20100804W「元京大院生の女性が教授2人セクハラ提訴」、

毎日20100804W「京大大学院：2教授を提訴 30代女性「嫌がらせを受けた」、読売20100804W「「酒強いね…」教授2人、元京大女性院生が提訴」、産経20130612W「「故意に体に接触した証拠はない」京大セクハラ訴訟で30代女性の訴え棄却」、読売20130612W「京大教授のアカハラ認めず 「証拠はない」と地裁」。

- 10) 産経20100831W「大学が「いじめ自殺」を隠蔽 「息子に会いに…」父も後追い自殺」、追手門学院大学20100831W「8月31日付の報道について」、共同20100831W「インド人学生、いじめ受け自殺か 追手門学院大」、共同20100831W「いじめ内容メモ残し インド人学生自殺」、読売20100831W「いじめ自殺、インド人大学生の母が救済申し立て」、産経20100831W「インド人学生いじめ自殺、再調査へ 大学「見舞金30万円で合意」、朝日20100831W「インド人大学生、いじめで？自殺 大学は当時調査せず」、毎日20100831W「自殺：インド人学生いじめ？ 遺族が人権救済申請 追手門学院大」、産経20100930W「「大学は調査せず隠蔽」 “いじめ自殺”問題 担当教授が証言」、追手門学院大学20101016W「第三者委員会の発足について」、産経20101101W「インド人学生いじめ自殺、友人ら「追及の会」 追手門大に解明要求」、産経20101227W「インド人学生自殺 ズボン脱がされ、あだ名は「ビンラディン」 親友が“いじめ”証言」、追手門学院大学20101227W「本日の第三者委員会との共同記者会見について」、読売20101227W「インド人学生自殺「ズボン脱がされた」との証言」、産経20101227W「追手門大が「いじめ否定できない」と謝罪 理事長ら幹部8人処分へ」、朝日20101227W「インド人学生自殺「いじめ否定できない」 追手門学院大」、毎日20101227W「追手門大インド学生自殺：「原因はいじめ」 第三者委が対応批判」、共同20101227W「いじめ自殺の可能性示唆 追手門学院、第三者委員会」、朝日2010222W「追手門学院大、学長ら7人を減給 インド人学生自殺問題」、毎日20110223W「追手門大インド学生自殺：理事長ら7人処分」。
- 11) 黒木登志夫『研究不正』（中公新書2373）中央公論新社（2016）。なお、同書の「事例33 東大

医科研と免疫療法を標的にした朝日新聞（日本、2010年）（239-240頁）の部分は、N教授とオンコセラピー・サイエンス社の側が朝日新聞社側を相手取って名誉棄損の損害賠償などを求めて提訴したが、棄却された（2014年5月12日、東京地裁、判決確定）ので、修正または削除すべきである（文献1の135-136頁参照）。

12) 日経20170316W「ノバルティスと元社員に無罪、臨床データ改ざん 東京地裁」、NHK20170316W「論文データ改ざん事件 製薬会社と元社員に無罪判決 東京地裁」、産経20170316W「データ改竄認定も「誇大広告に当たらず」 ノバルティス社と元社員に無罪 東京地裁」、産経20170316W「ノバルテ

イス社無罪判決 検察幹部「不可思議としか言いようがない」、朝日20170316W「ノバルティス論文不正事件で無罪判決 東京地裁」、毎日20170316W「旧薬事法違反 ノバルティスと元社員に無罪判決 東京地裁/降圧剤「バルサルタン」巡る臨床研究データ改ざん事件」、毎日20170316W「バルサルタン事件 論文不正の元社員に無罪 東京地裁判決」、毎日20170316W「バルサルタン事件 解説 「薬とカネ」構造変わらず」、読売20170317W「「ディオバン」血圧薬データ改ざん、会社と元社員に無罪判決 改ざんは認定」、Medical Tribune20170317W「無罪判決に桑島氏が見解 デイオバン臨床研究不正論文」。



『サジアトーレ』No. 17（1988）

もくじ

技術の「動力-制御論」についての覚え書き	山崎正勝
電子論史、特に量子化学史の時代区分についての覚え書き（その2）	菊地重秋
エンゲルス「心霊界での自然研究」をめぐって	小林武信
有機化学構造論の成立 -ケクレの評価をめぐって-	徳元琴代
自由エネルギー概念の形成	山口宙平
書評シンポジウム 山崎ほか編著『科学史-その課題と方法』（青木書店）	宮川正行
<翻訳> F. Klein 19世紀における数学の発達に関する講義（15）	渡辺弘
Ernst Mach 自伝 -1913年『草稿』の翻訳-	渋谷一夫
「ジェラール」と「ゲルアルト」	梶雅範
歴史家に求められているもの-最近のソ連の新聞を読んで考えたこと	梶雅範
はみだした生物学史講義 -その7-	江上生子
ある音楽大学における生物学教育	江上生子
修士論文体験記	中根美知代
<書評>山本義隆著『熱学思想の史的展開』（現代数学社、1987）	高山進
<書評>森村正直著	
『「超を測る」巨大・微小を知る技術』（産業図書、1987）	山田三郎
サジアトーレ87年夏合宿（8/26~28）の報告	河村豊
サジアトーレ・バックナンバー（No.1~No.16）総目次	
編集後記	